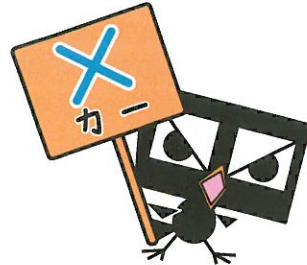


# 整骨院・接骨院のかかり方

接骨院・整骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門家が施術を行う施設です。医療機関ではありませんので、健康保険が使える範囲が限られています。整骨院・接骨院のかかり方を正しく理解して、施術を受けることが大切です。

## 健康保険が使えないとき

- 慢性的な肩こり、筋肉疲労
- 病気による痛みやこり  
(リウマチ、神経痛、関節炎、ヘルニア、精神疾患など)
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- スポーツなどによる肉体疲労改善
- 労災保険が適用となる仕事中や通勤途中での負傷
- 病院や診療所で同じ負傷を治療しているとき



## 健康保険が使えるとき

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲および捻挫等  
(いわゆる肉離れを含む。)と診断され、施術を受けたとき  
※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き  
あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。
- 骨・筋肉・関節やけがの痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき  
**《負傷例》**  
日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして急に痛み  
が出たとき



### 施術内容についてお尋ねすることができます

施術日や施術内容について文書や電話により照会させていただく場合があります。  
施術を受けたときの記録、領収書等を保管し、照会事項に回答できるようご協力をお願いします。

## 第三者の行為によるけがで施術を受けるときは届け出を！

交通事故や傷害など第三者（自分以外の人）の行為によって受けた傷病の医療費は加害者が負担するのが原則ですが、その賠償が遅れたりするときなどは、一時的に国保が医療費を立替え、あとで国保が加害者に請求することで、被害に遭われた方の負担を軽減します。

**国保で治療を受けるときは、必ず事前にご連絡ください**

# 施術を受ける時の注意事項

### ①負傷原因を はっきり正確に伝える

いつ、どこで、何をしてけがをしたのかを伝えてください。外傷性の負傷でない場合などは、健康保険は使えません。また、業務上だけが、通勤途中だけがについてでは原則として労災保険の適用となります。正しく負傷原因を伝えて、正しい施術を受けましょう。

②領収書は必ずもらって  
保管しておく

領収書を必ずもらって保管しておき、区から送付している「医療費のお知らせ」で金額・日数の確認をして下さい。相違があれば、「国保年金課こくほ給付係」までご連絡下さい。

### ③施術が長期にわたるときは 医師の診断を

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度保険医療機関で受診しましょう。

④療養費支給申請書は内容を  
よく確認して署名する

「療養費支給申請書」は受療者が柔道整復師に委任し、本人に代わって治療費を練馬区に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。受取代理人の欄への署名は、療養費支給申請書の内容（負傷原因、負傷部位、日数、金額）をよく確認し、原則受診者本人が自筆することになっています。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながるおそれがありますので、注意してください。（手首の負傷などにより自筆できない

(手の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は捺印が必要です。)

国民健康保険の療養費は、あなた、そして国民健康保険に加入されている方々の保険料から支払われます。医療費の適正な支出のため、ご協力をお願いします。

練馬区 区民部 国保年金課 こくほ給付係  
03-5984-4553（直通）

